

# 三木市公報

町会課目十日印	田 畦 木	監査対象箇所及び監査期日
平成十七年 八月十八日		監査箇所 女性相談所 動物愛護指導センター 衛生公害研究所 緑化センター 障害者相談所 精神保健福祉センター 中央児童相談所 育精福祉センター 森林総合研究所 食肉衛生検査所 甲陽学園 新環状・西関東道路建設事務所 荒川ダム管理事務所 大門・塙川ダム管理事務所 都留児童相談所 桂川流域下水道事務所 深城ダム管理事務所 広瀬・琴川ダム事務所 釜無川流域下水道事務所 あけぼの医療福祉センター 富士ふれあいセンター 環境科学研究所

臨時監査報告書

## 四 次

臨時監査報告書の記載の公報  
臨時監査報告書の記載の公報

### 三木市監査報告書第八回

地方公報 (昭和二十一年法建第六十七号) 第四十九條第十四項の規定による、次のとおり公表する。

平成十七年八月十八日

三木市監査報告書 長 明 横 田  
同 同 同  
同 川 内 公  
同 秋 明 譲

監査対象期間	監査年月日
平成 16 年度	平成 17 年 4 月 25 日
2	平成 17 年 5 月 26 日
3 監査の方法	平成 17 年 5 月 25 日
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。	"

## 4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

## (1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

## (2) 文書指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

## (3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

## 5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)									
指導(件)	5	6	4	3	6	3	5		32
注意(件)			2	2	3		3		13
合計	5	9	6	5	9	3	8		45

## 6 監査結果の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

## (1) 収入に関する事項

- ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
- ② 直接収納の事務処理に不備があり改善を要するもの

## (2) 支出に関する事項

- ① 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの
- ② 支出負担行為向いの事務処理に不備があり改善を要するもの

## (3) 給与に関する事項

- ① 通勤手当の認定に誤りがあり改善を要するもの
- ② 夜間勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの

- ③ 時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
- ④ 特殊勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの

## (4) 物品管理に関する事項

- ① 備品原簿と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの
- ② 主要備品の管理と主要備品台帳の記載内容に不備があり改善を要するもの
- ③ 郵便切手の管理に不適切な処理があり改善を要するもの

## (5) 財産管理に関する事項

- ① 未登記の用地があり改善を要するもの
- ② 行政財産使用許可の手続きに不備があり改善を要するもの
- ③ 公有財産台帳の記載内容に不備があり改善を要するもの

## (6) 契約に関する事項

- ① 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
- ② 隨意契約で見積書の取り扱いに不備があり改善を要するもの

## (7) 工事に関する事項

- ① 工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの
- ② 變更設計の手続きに不備があり改善を要するもの
- ③ 工事の契約に不備があり改善を要するもの